

流山市第4次男女共同参画プラン

令和2年度事業予定シート

企画政策課男女共同参画室

番号	基本目標	基本的課題	指標名	該当課	実績						目標値	備考			
					H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		第4次プラン R2～R6		
1	I 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり	互いの性と人権を尊重する意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	企画政策課	35.8%	32.1%						40.0%	まちづくり達成度アンケート 部局長の仕事と目標		
2		社会と家庭における男女共同参画の意識づくり	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	企画政策課	-	-						100%	新規		
3		人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進	学校教育の場で男女が平等に扱われていると思う市民の割合	企画政策課	61.8%	57.1%						70.0%	まちづくり達成度アンケート		
4	II 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり	ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進	子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	子ども家庭課	71.4%	67.7%						82.0%	部局長の仕事と目標		
5			男性職員の育児休暇制度の周知率	人材育成課	84.0%	-						100%	特定事業主行動計画		
6			男性職員の育児休業又は育児に関係する特別休暇取得率	人材育成課	66.7%	95.2%							90.0%	新規	
7		政策・方針決定過程における男女共同参画の推進		審議会等への女性の登用率（附属機関対象）	情報政策・改革改善課	31.9%	31.8%						40.0%	附属機関対象	
8				審議会等への女性の登用率（執行機関を除く附属機関等）	企画政策課	37.5%	36.0%						40.0%	附属機関等（執行機関を除く）	
9				女性のいない審議会	情報政策・改革改善課	9.1%	5.9%							10%以下	附属機関対象
10				市女性職員の管理職への登用率	人材育成課	16.6%	16.9%							年2ポイント上昇	特定事業主行動計画
11				コミュニティ活動参加者の割合	コミュニティ課	37.3%	38.3%							65.0%	まちづくり達成度アンケート
12		家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進		男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日）	企画政策課	-	-						2.5時間	新規	
				男性の家事・育児・介護に費やす時間（休日）	企画政策課	-	-						4時間	新規	
13				介護支援サポーター登録者数	高齢者支援課	633人	724人							前年度比10%増加	事務事業MSシート
14				「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	企画政策課	8.6%	7.9%							10%以下	まちづくり達成度アンケート
15		就業及び労働の場における男女共同参画の推進	職場において「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	企画政策課	27.3%	25.4%							50.0%	まちづくり達成度アンケート	
16		III 生涯を通じて誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり	誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり	市が実施しているひとり親施策を知っている人の割合	子ども家庭課	-	-						70.0%	新規	
17				生きがいを感じる高齢者の割合	高齢者支援課	82.8%	78.8%							82.0%	まちづくり達成度アンケート
18	子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり		流山市は子育てがしやすいまちだと思ふ保護者の割合	子ども家庭課	51.4%	56.8%						71.0%	まちづくり達成度アンケート		
19	防災分野における男女共同参画の推進		防災会議の女性委員の割合	防災危機管理課	16.1%	19.4%							20.0%	新規	
20			防災リーダー研修への女性の参加率	防災危機管理課	-	-							30.0%	新規	
21	IVプランの推進体制の充実	プランの進行管理	第4次プラン事業の達成度	企画政策課	-	-						100%	新規		

令和2年度 第4次男女共同参画プラン事業予定

I 男女一人ひとりを人として尊重する意識づくり

基本的課題		互いの性と人権を尊重する意識づくり		
施策の方向 ①男女平等意識と人権尊重意識の醸成				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
1	人権尊重意識の醸成のため、意識啓発を行います		松戸人権擁護委員協議会と連携しながら、人権尊重に関する街頭啓発や小中学生に対する人権教室等を行います。	秘書広報課
2	男女平等意識の醸成のため、意識啓発を行います		大規模施設を利用して男女共同参画週間記念講演会を年1回開催し、広く市民に対して意識啓発を行います。	企画政策課
施策の方向 ②偏見や人権侵害をなくすための意識啓発				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
3	人権を無視した性意識を改めるため、社会的性別の存在を見直します		関連情報の収集に努め、チラシ、ホームページ等の作成に際し、ジェンダー平等の視点を取り入れた表現に努めます。パネル展を実施し、啓発を行います。	全課
基本的課題		社会と家庭における男女共同参画の意識づくり		
施策の方向 ①男女共同参画推進のための意識啓発				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います		女性の社会参画を推進するため、女性向けの啓発講座を年2回開催します。	企画政策課
施策の方向 ②男女共同参画に関する情報の収集・提供				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
5	幅広い世代に向け、男女共同参画に関する情報提供に努めます		関係機関との連携のもと、広報紙等へ必要な情報を掲載するよう努めます。	秘書広報課
			国・県等からの情報収集に努め、広報や市ホームページ、シティセールスツイッター等を通して、随時情報提供を行います。	企画政策課
施策の方向 ③男女共同参画に関する学習機会の提供				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
6	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成に向けた講座を開催します		女性のエンパワーメントを図る講座、キャリア形成支援講座、女性のための課題解決セミナーを開催し、ジェンダーに関する学習機会を提供します。	企画政策課

基本的課題		人の多様性を認め、人権を守ろうとする人権感覚を育成する教育の推進		
施策の方向 ①学校等における人権を尊重する教育、学習の推進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
7	発達段階に応じ、人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図ります		市内各小中学校で各教科等での指導の充実を図るとともに、生命尊重についての指導を推進します。	指導課
8	保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深めます		人権教育全体計画の充実を推進し、保護者会や学校だよりを通して、男女平等意識の醸成に努めます。	指導課
施策の方向 ②学校等における児童生徒への男女平等教育の推進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
9	教科・道徳の中で男女平等教育を推進します		男女共同参画社会の理解と推進のため、各教科での取組を推進公開することを指導・支援し、啓発に努めます。	指導課
10	思春期保健についての知識の向上をめざします	要	今年度は、新型コロナウイルスの影響で、実施を中止します。	健康増進課
施策の方向 ③教職員等に対する人権や男女平等に関する教育指導法の研修の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
11	国・県等主催の研修会への参加を推進し教職員研修の充実を図ります		人権教育に関する研修会を充実させ、学校・学級経営力の向上を推進します。	指導課

令和2年度 第4次男女共同参画プラン事業予定

Ⅱ 一人ひとりが個性と能力を活かして活躍できる環境づくり

基本的課題		ライフステージに応じた仕事と生活の調和の推進		
施策の方向 ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
12	ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発を行います		ホームページで、ワークライフバランスに関する情報の提供を行います。講座を通じて啓発を行います。	企画政策課
			ホームページ等で情報提供に努めます。	商工振興課
施策の方向 ②子育て、介護を担う人へのサポート環境の整備				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
13	育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います		国・県等からの情報収集に努め、広報やホームページ等で、育児休暇・介護休暇に関する情報を随時提供します。	企画政策課
			国・県等からの情報収集に努め、母子健康手帳交付時に、育児休暇・介護休暇に関する情報を随時提供します。	健康増進課
施策の方向 ③市役所における率先したワーク・ライフ・バランスの推進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
14	育児休業等の制度の周知を図り、特に男性職員が育児休業等の特別休暇を取得できるよう努めます		妊娠から出産を経て、復職までの必要な情報や、男性が取得できる育児関係休暇等について掲載した、「職員のための子育て応援ハンドブック」をグループウェアの電子書庫に掲載し、周知を図ります。	人材育成課
15	職員の意識改革と勤務環境の改善を図ります		事務の見直しや研修による意識改革を推進し、時間外勤務の削減に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人材育成課

基本的課題		政策・方針決定過程における男女共同参画の推進		
施策の方向		①市の審議会等への女性の参画促進		
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
16	各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにします		男女共同参画審議会において、女性登用率が4割を下回らないようにします。	企画政策課
		要	行財政改革審議会の委員については、女性割合14名中4名(28.6%)であり、目標の4割を下回ってしまっています。令和2年度中の改選の予定はありませんが、欠員等により補充が生じる場合は、女性委員の登用に努めます。	情報政策・改革改善課
			流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会、流山市政治倫理審査会とともに、委員数が少数であり、学識経験者が多くを占めるため、女性登用率4割を上回することは難しいが、女性の登用に努めます。	総務課
			専門性を求められるため、目標値を達成するのは難しいが、女性の登用に努めます。	人材育成課
			流山市入札監視委員会においては、専門的知識を有する学識経験者による少人数(3人)で構成されている組織であるが、女性の登用に努めます。	財産活用課
		要	補助金等審議会において、公募及び学識経験者についても積極的に女性を採用します。(現在の女性割合14%)	財政調整課
			流山市市民参加推進委員会において、女性登用率が4割を下回らないようにします。	コミュニティ課
			組織の構成上、行政等のあて職の割合が大きいことから、女性の委員の割合4割以上は難しいと考えます。	防災危機管理課
			保険医又は薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の推薦に当たって、女性の推薦を依頼していきます。	保険年金課
			公募市民等の募集に当たっては、市の目標(女性委員の割合4割以上)を周知し、女性の積極的な応募を呼びかけます。	社会福祉課
			専門性が求められることから、一部の審議会等において目標を達成することは難しいが、女性の登用に努めます。	高齢者支援課
			介護認定審査会においては専門性を求められるため、医師会等の団体へ委員の選出を依頼しています。	介護支援課
			医師会や障害者関連の団体等から専門的な知識を持った方を推薦していただいています。	障害者支援課
			流山市予防接種健康被害調査委員会において、女性登用率が4割を下回らない様にします。	健康増進課
	既に女性登用率が7割超えであり、今後とも4割を下回らないようにします。	子ども家庭課		

	委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。(現在休会中、委嘱なし。)	商工振興課
	公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	環境政策課
	公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	クリーンセンター
	都市計画審議会及び広告物審議会において、女性委員の割合が4割を下回らないようにします。	都市計画課
	専門性が求められる為、目標値を達成することは難しいが、女性の登用に努めます。	建築住宅課
	地権者の立候補により選出されるものであり、もともと女性地権者の少ない状況の中で、女性比率をあげるためには、少ない女性地権者に積極的に立候補してもらう必要があり難しいが、機会があれば呼びかけを行います。	まちづくり推進課
	公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	道路管理課
	上下水道事業運営審議会において、女性委員の割合が4割を下回らないようにします。	経營業務課
	通学区域審議会において、女性登用率が4割を下回らないように積極的に採用します。	学校教育課
	専門性を求められるため、目標値を達成するのは難しいが、女性の登用に努めます。	指導課
	生涯学習審議会並びに青少年指導センター運営協議会において、引き続き女性登用率が4割を下回らないようにします。	生涯学習課
	専門性を求められるため、目標値を達成するのは難しいが、女性の登用に努めます。	博物館

17

女性のいない審議会等をなく
します

	審議会を所管する課等に審議会指針の周知をはかります。	企画政策課
	積極的に女性委員の登用を進めます。	情報政策・改革改善課
	流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会、流山市政治倫理審査会とともに、委員数が少数であり、学識経験者が多くを占めるが、女性の登用に努めます。	総務課
	積極的に女性委員の登用を進めます。	人材育成課
	流山市入札監視委員会においては、専門的知識を有する学識経験者による少人数(3人)で構成されている組織であるが、女性の選任に努めます。	財産活用課
要	補助金等審議会において、公募及び学識経験者についても積極的に女性を採用します。(現在の女性割合14%)	財政調整課
	女性のいない審議会等はありませんが、引き続き女性の参画を推進します。	コミュニティ課
	公募委員の選定にあたっては、女性の登用に努めます。	防災危機管理課
	公募委員の選定には女性の登用割合が多いが、保険医等や公益を代表する委員の推薦についても、女性の推薦を依頼していきます。	保険年金課
	公募市民等の募集に当たっては、市の目標(女性委員の割合4割以上)を周知し、女性の積極的な応募を呼びかけます。	社会福祉課
	現在、所管の審議会等には、全て女性の委員がいるので継続して女性の登用に努めます。	高齢者支援課
	(現在女性の委員はいますが)介護認定審査会においては専門性を求められるため、医師会等の団体へ委員の選出を依頼しています。	介護支援課
	医師会や障害者関連の団体等から専門的な知識を持った方を推薦していただいています。	障害者支援課
	流山市予防接種健康被害調査委員会において、女性の審議員を登用します。	健康増進課
	積極的に女性委員の登用を進めます。	子ども家庭課
	委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。(現在休会中、委嘱なし。)	商工振興課

		公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	環境政策課
		公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	クリーンセンター
		審議会の委員の選任においては、女性の委員を多く採用するように努めます。	都市計画課
	要	審査会の委員の選任において、継続して女性の登用に努めます。	建築住宅課
		地権者の立候補により選出されるものであり、もともと女性地権者の少ない状況の中で、女性比率をあげるためには、少ない女性地権者に積極的に立候補してもらう必要があり難しいが、登用に努めます。	まちづくり推進課
		公募委員の選定にあたっては、積極的に女性の登用に努めます。	道路管理課
		上下水道事業運営審議会において、女性委員がいないことのないようにします。	経營業務課
		応募時に女性委員を積極的に登用することを周知します。	学校教育課
		専門性を求められるが、女性の登用に努めます。	指導課
		生涯学習審議会並びに青少年指導センター運営協議会の改選にあたっては、公募委員に女性の積極的な応募を呼び掛けます。	生涯学習課
		専門性を求められるため、目標値を達成するのは難しいが、女性の登用に努めます。	博物館
18	審議会等の子ども一時預かりの利用を促進します	審議会等開催時に子ども一時預かりや一時保育が活用できることを市民に周知します。	企画政策課

施策の方向 ②女性管理職の登用の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
19	商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかけます		ホームページ等を通じて、「えるぼし」認定制度について周知を図ります。	企画政策課
			ホームページへの掲載や商工会議所を通じて情報提供に努めます。	商工振興課
20	女性職員の管理職への登用を推進します		ワーク・ライフ・バランス研修やキャリアデザイン研修を充実させ、管理職昇格への意識向上の後押しをします。	人材育成課
21	女性職員が管理職になるために必要な仕事を経験するため、性別による区別のない職務分担を行います		所属長のマネジメント研修において、男女の区別のない職務分担の推進を図るよう周知を図ります。	人材育成課
22	キャリアデザイン研修を行い、管理職での活躍を希望する職員の割合の上昇を図ります		キャリアデザイン研修の充実を図り、管理職昇格意識向上の後押しをします。	人材育成課
施策の方向 ③女性の経営参画や社会参画の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
23	経験やキャリアを生かした創業をめざす女性を支援します		女性向け創業スクールを開催し、女性の創業を支援します。	商工振興課
24	経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供します		商工会議所と連携し、情報提供に努めます。	商工振興課
			効率的な経営に必要な技術習得についての情報提供に努めます。	農業振興課
25	家族経営協定の締結を促進します		家族経営協定の締結に結びつくように努めます。	農業振興課
26	市政への参画に関する情報を提供します		年2回開催(改選年は年1回)している議会報告会では、一時保育や手話通訳等の対応をとるなど、できる限りどなたでも参加できるように配慮しています。	議会事務局
			広報紙等で、市民に市政への参画に関する情報の提供を行います。	クリーンセンター
			広報紙等で年2回以上、市民に市政への参画に関する情報の提供を行います。	企画政策課
27	政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録します		啓発講座における研修項目の中で、随所に男女共同参画の内容を取り入れられるよう受託者と協議していきます。	企画政策課

基本的課題		家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進		
施策の方向 ①男女がともに担う家事育児、介護、地域活動への参画の推進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
28	男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催します		小中学生の保護者を対象にした「家庭教育講座」を開催し、その中で男女が共に育児に参加できるような情報提供を行います。	公民館
29	自治会等に人材の育成を働きかけます		関係部署等と連携を図りながら男女共同参画に関する情報を自治会に向けて発信していくよう努めます。	コミュニティ課
30	市民の地域活動への参画を促します		市民活動推進センターと連携し、広報やセンター発行の情報誌を通じ地域活動参画へのきっかけとなるような情報提供に努めます。	コミュニティ課
			引き続き、男女ともに介護支援サポーター登録者の増加を目指します。	高齢者支援課
31	男性が育児に参加するための講座等を開催します		父親と子どもを対象にした食育講座等、学校が夏休み、冬休みとなる期間を中心に、親子が共に楽しむことが出来る講座を年7回以上企画・実施します。	公民館
32	男女共同参画の視点に立った子育てのイベントを開催します		児童館・児童センター及び子育て支援センターにおいて、男女共同参画の視点に立って、子育てのイベントを企画します。	子ども家庭課
33	両親学級等を開催します	要	両親学級を毎月開催します。働く女性やそのパートナーが参加しやすいように、土曜日開催を実施します。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、土曜日開催の回数を減らし、年4回実施します。	健康増進課
施策の方向 ②男女の固定的役割分担意識や慣行の解消に向けた啓発				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
34	地域活動における男女共同参画意識の啓発を行います		広報等で市民に対し、年2回以上、地域活動における男女共同参画に関する情報提供を行います。	企画政策課
			市民活動推進センターと連携し、関係部署から提供されたチラシ等の媒体をもとに啓発に努めます。	コミュニティ課
35	家事・介護等に対する男女共同参画意識の啓発を行います		講座を通じて啓発を行い、男女がともに担う家事・介護等に関する意識の向上を図ります。	企画政策課

基本的課題		就業及び労働の場における男女共同参画の推進		
施策の方向 ①男女の機会の平等と公平な待遇の確保、ハラスメント等の防止に向けた啓発の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
36	セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促します		ハラスメント防止のための講座を開催し、啓発を行います。広報、ホームページ等により情報の提供を行います。	企画政策課
			セクシュアル・ハラスメント等の防止のため、課長級以上及び課長補佐級を対象に、ハラスメント防止研修を実施します。	人材育成課
37	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント防止等に関する情報の提供を行います		ハラスメントに関する情報をホームページ等で随時提供します。	企画政策課
			ホームページ掲載やパンフレット等を通じて情報提供します。	商工振興課
38	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図ります		課長級以上及び課長補佐級を対象としたハラスメント研修において、ロールプレイによる研修を充実させ、相談者としてのスキルの向上を図ります。	人材育成課
39	就業及び職場における固定的な性別役割分担の見直しを図ります		広報、ホームページ等を通じて、固定的性別役割分担を見直すための情報提供を行います。	企画政策課
			パンフレット等による情報提供を行います。	商工振興課
			固定的性別役割分担を見直すよう、女性農業者には自らの意見が農業経営に反映できるように、情報提供を行います。	農業振興課
施策の方向 ②多様な働き方を支援するための環境の整備				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
40	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境をめざし、講座等を開催します		商工関係団体等を対象とした講話の機会を年1回、設けます。	企画政策課
			商工関係団体に、パンフレット等による情報提供を行い、国や県、関係団体等が行う研修会への参加を促します。	商工振興課
41	商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります		ホームページ等を通じて、商工関係団体等に育児・介護休業制度について、周知を図ります。	企画政策課
			商工関係団体に、パンフレット等による情報提供を行い、国や県、関係団体等が行う研修会への参加を促します。	商工振興課
42	商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を活用できる職場の雰囲気づくりを働きかけます		広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報提供を行います。商工関係団体等を対象とした講話の際、啓発を行います。	企画政策課
			商工関係団体に、パンフレット等による情報提供を行い、国や県、関係団体等が行う研修会への参加を促します。	商工振興課

施策の方向 ③女性の就職・再就職への支援				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
43	公共職業安定所と協力して就業相談を行います		セミナーや会社説明会を開催し、女性の再就職支援に努めます。	商工振興課
44	女性の再就職を支援します		働きたいと考えている女性のための講座を年1回開催します。	企画政策課
			セミナーや会社説明会を開催し、女性の再就職支援に努めます。	商工振興課
45	女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します		働きたいと考えている女性のための講座を年1回開催します。	企画政策課
			セミナーや会社説明会を開催し、女性の再就職支援に努めます。	商工振興課
施策の方向 ④法律や制度への理解の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
46	商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかけます		商工関係団体に、パンフレット等による情報提供を行い、国や県、関係団体等が行う研修会への参加を促します。	商工振興課
47	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催します		商工関係団体等を対象とした講話の機会を年1回、設けます。	企画政策課
			商工関係団体に、パンフレット等による情報提供を行い、国や県、関係団体等が行う研修会への参加を促します。	商工振興課
48	公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知します		ホームページ等に情報を掲載するほか、パンフレット等を地域職業相談室に配架し、周知に努めます。	商工振興課

令和2年度 第4次男女共同参画プラン事業予定

Ⅲ 生涯を通して誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

基本的課題		女性、男性、高齢者、子ども、障害者等に対するあらゆる暴力の根絶		
施策の方向		①DVや虐待等、あらゆる暴力を許さない意識啓発		
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
49	DV防止のための意識啓発を行います		関係機関との連携の元、広報紙等へ必要な情報を掲載するよう努めます。	秘書広報課
			DV防止に関する講座を年1回開催します。広報、ホームページ等により情報を提供し、啓発を行います。	企画政策課
			DV防止のための講座や研修会の年1回の開催に努めます。また、他課で開催するDV防止講座の周知活動をします。併せて、広報誌でDV防止意識の啓発を実施します。	子ども家庭課
50	虐待防止のための意識啓発を行います		高齢者虐待防止ネットワークの研修会を実施します。虐待防止のパンフレットを民生委員に配布します。	高齢者支援課
			高齢者虐待防止ネットワークに委員として参加し、介護サービス事業者等との連携を図ります。	介護支援課
			流山市自立支援協議会権利擁護部会員とともに「障害者虐待防止法」の啓発グッズの作成・配布を行い意識啓発に努めます。	障害者支援課
			日頃から児童及び家庭と接する職員等を対象に、児童虐待防止及び早期発見のため、研修会を開催し、児童虐待に関する理解及び知識を深めます。	子ども家庭課

施策の方向 ②被害者支援のための連携体制の整備				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
51	緊急一時保護等に関する情報の収集と提供に努め、広域的な取組を推進します		関係機関との連携のもと、広報紙等へ必要な情報を掲載するよう努めます。また、DVIに関する相談を受けた場合は、弁護士による法律相談を案内すると共に、適切な関係機関に繋がります。	秘書広報課
			DV相談窓口情報等の周知を図ると共に、相談者に緊急一時保護等の情報の提供を行います。必要に応じて他部署と連携して対応します。	企画政策課
			関係機関との情報共有化等連携体制を密にし、保護事務の適正化を図るとともに、民生委員等のネットワークを活用し、市民からのSOSの声に対して機動的かつ適切に対応します	社会福祉課
			引き続き高齢者への虐待に対し、関係機関との情報共有化等連携の強化を図り、適切な保護を行います。	高齢者支援課
			引き続き、緊急一時保護等について、関係機関との連携を密に図り、必要な情報の収集・提供をするとともに、適切に保護を行います。	子ども家庭課
52	DV被害者に対し、緊急避難時の手続等を支援します		引き続き増加傾向にある支援措置申出に対して、相談機関とも十分な連携を図りながら、住民基本台帳法に基づき適切な運用に努めます。	市民課
			引き続き、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携し、緊急避難時の手続きについて支援します。	子ども家庭課
施策の方向 ③相談体制の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
53	暴力等について、相談体制の充実を図ります		男女共同参画の視点を持った女性相談員による女性の生き方相談を毎月第1、2、4金曜日に実施します。ホームページや周知カード等で市民に相談業務の周知を図ります。必要に応じて他部署と連携して対応します。	企画政策課
			引き続き地域の関係機関との連携強化を図ります	高齢者支援課
			引き続き要保護児童対策協議会等に参加し、適切な対応について検討すると共に、関係機関と連携し支援体制の構築に努めます。	健康増進課
			引き続き、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等の関係機関との連携を密にし、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭課

基本的課題		誰もが健康で安心して暮らせるしくみづくり		
施策の方向 ①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
54	ひとり親家庭等への医療費を助成します	要	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に係る医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の困難を抱えている人への経済的負担の軽減を図ります。令和2年11月診療分からの助成方法として現物給付を導入します。	子ども家庭課
55	生活困窮者への支援をします		様々な課題を抱え、解決の糸口を求めて来所される相談者に対して、専門の相談員が相談者に寄り添う形で真摯に対応します。社会資源の活用が可能な場合は、当該支援機関に繋げるとともに、保護の要件を満たしている要保護者に対して、スムーズな申請に向けた支援を行います。	社会福祉課
			市営住宅(借上げ住宅含む)の入居について、広報及びホームページにより情報提供を行い、窓口においても相談を行います。	建築住宅課
56	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制を充実します		引き続き相談者の状況に合わせた対応に努めます	保険年金課
			引き続き「高齢者なんでも相談室」の周知を図ります。	高齢者支援課
57	男女共同参画の視点に立った相談を行います		毎週2回、弁護士による法律相談を開催し、DVIに関する相談については併せて適切な関係機関をご案内します。	秘書広報課
			男女共同参画の視点を持った女性相談員による女性の生き方相談を毎月第1、2、4金曜日に実施します。	企画政策課
			引き続き、男女共同参画に関する研修会に積極的に参加し、相談員の意識と資質の向上を図ります。	子ども家庭課

施策の方向 ②高齢者や障害者が安心して暮らすための支援				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
58	介護保険事業の普及啓発を図ります		介護保険要介護認定申請時等に状況に応じ適切な介護サービスの利用について情報提供をします。	介護支援課
59	男女ともに介護予防に対する理解や興味を促進する機会を設けます		介護予防教室を開催し介護予防の理解に努めます。	高齢者支援課
60	高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します		市民活動推進センターと連携し、市民活動団体への支援を行うことを通じ、地域交流の推進に努めます。	コミュニティ課
			「高齢者ふれあいの家」のPRや新規開設に向けた周知に努めます。	高齢者支援課
61	高齢者の住替えや若い世代の市内への移住を支援します	要	住替え等について、広報及びホームページにより周知に努めます。	建築住宅課
施策の方向 ③生涯を通じた健康づくりへの支援及び健康についての情報提供				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
62	男女ともに生涯を通じた健康支援を行います	要	様々な機会での検診の重要性について積極的な啓発を行います。新型コロナウイルスの影響で集団検診時の健康教育は中止します。	健康増進課
63	健康相談を実施します		各種事業や来所、電話等での個別相談を実施します。	健康増進課
64	各種がん検診及び生活習慣病予防のための特定健康診査を実施します		国の指針に則り、正しくがん検診や特定健康診査を実施し、予防に努めます。	健康増進課
65	女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います		母子保健事業の際に配布物を活用し、保護者への検診啓発を行い、最新の情報を正しく健康教育や健康相談時に活用します。	健康増進課
66	HIV／エイズや性感染症に関する正しい情報を提供します		随時パンフレットの配布や、健康教育を実施し、正しい知識の普及や啓発に取り組みます。	健康増進課

基本的課題		子どもと家庭を地域で支えるしくみづくり		
施策の方向 ①子育てサポート環境の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
67	ファミリー・サポート・センター事業を推進します		ファミリー・サポート・センター(江戸川台・おおたかの森)の窓口で周知を図るとともに、研修会等を開催し、会員増加に努めます。	子ども家庭課
68	低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図ります		引き続き、低年齢児の保育所入所を増やし、受入れ枠の拡大に努めます。	保育課
69	保育所待機児童の解消に努めます		引き続き、おおたかの森地区及び南流山地区を中心に、認可保育所及び小規模保育事業所を整備し、待機児童の解消に努めます。	子ども家庭課
施策の方向 ②母子保健の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
70	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行います		国・県からの情報収集に努め、広報やホームページ等で、男女共同参画や働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報提供を行います。	企画政策課
			国・県からの情報収集に努め、広報やホームページ等で、男女共同参画や働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報を母子健康手帳交付時等に提供していきます。	健康増進課
71	母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図ります	要	今年度は、新型コロナウイルス感染症のため、中止します。	健康増進課
施策の方向 ③各種相談体制の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
72	一人ひとりの悩みに応じた相談ができるよう、各種相談体制の充実と周知を行います		県等が主催する研修会に積極的に参加し、相談員の資質の向上に努め、相談体制の充実及び周知を図ります。	子ども家庭課
			「子育てサロン」や「子育てママのセミナー」、双子・三つ子の親向けの「さくらんぼくらぶ」を実施し、その場で助産師・保健師・栄養士などに子育ての悩みを相談できるようにします。	公民館

基本的課題		防災分野における男女共同参画の推進		
施策の方向 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
73	防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進します		避難所運営マニュアル等の策定にあたって、女性の参画を促します。	防災危機管理課
74	地域防火診断への女性の参加を促進します	要	令和2年度については、 <u>新型コロナウイルス感染予防のため事業を中止します。</u>	予防課
施策の方向 ②防災教育の促進				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
75	防災活動における女性の参画の重要性について、防災講話等を通じて周知します		防災講話等を通じて、防災活動における女性の参画の重要性の周知に努めます。	防災危機管理課

令和2年度 第4次男女共同参画プラン事業予定

IV プランの推進体制の充実

基本的課題		プランの進行管理		
施策の方向 ①プランの推進状況の進行管理				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
76	男女共同参画プランを推進します		年度終了後に、事業の推進状況の検証を行います。	企画政策課

基本的課題		推進体制の強化		
施策の方向 ①庁内推進体制の充実				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
77	庁内推進体制をより一層強化します		男女共同参画審議会や庁内組織である推進本部において、プランの推進体制の強化を図ります。全職員が男女共同参画の視点をもって業務を行うよう研究会等を通して周知します。	企画政策課
78	市職員に男女共同参画社会基本法の周知を図ります		新規採用職員に男女共同参画社会基本法等の基礎知識や男女共同参画社会づくりのための課題等についての研修を実施します。	企画政策課
79	市職員への男女共同参画に関する研修等の充実を図ります		研修一括委託契約上、限られた研修数であるため、男女共同参画に特化して行うことが難しいことから、各研修の中に盛り込んで実施していきます。	人材育成課
施策の方向 ②国、県等からの情報収集				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
80	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います		国・県等からの情報収集に努め、必要に応じて広報やホームページ等により周知を行います。	企画政策課
施策の方向 ③国、県、市民、団体、事業者など多様な機関との連携				
No.	事業内容	見直し 要否	取り組み内容	担当課
81	男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います		国・県等からの情報収集に努め、必要に応じて広報やホームページ等により周知を行います。	企画政策課
82	国の「広報ガイドライン」の活用を図ります		国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の活用を図ります。	企画政策課
83	市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携を図ります		男女共同参画啓発事業を民間団体に委託し、協働で実施します。また、他自治体との連携を図ります。	企画政策課